

## 議案第 2 1 号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年  
川崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項  
中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 4 6 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項  
各号列記以外の部分及び第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若  
しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」  
を加え、同条第 1 2 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。